菊　陽　町　農　業　委　員　会　議　事　録

令和８年１月９日（金）開催

菊　陽　町　農　業　委　員　会

令和７年度第１０回菊陽町農業委員会会議録

開催日時　令和８年１月９日（金）午後１時３０分から午後２時１０分
開催場所　菊陽町役場　防災センター　１階　防災研修室①

１　議事日程
　第１　議事録署名委員及び会議書記の指名について
　第２　議　事
（１）議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第２号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
（３）議案第３号　　農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）に係る意見決定について
（４）議案第４号　　農用地利用集積等促進計画の公告（所有者・機構間売買）に係る意見決定について

２　農業委員
　（１）出席委員（９人）

１番　上村　貴彦	２番　矢野　圭介	３番　吉岡　武彦
４番　相馬　和幸	５番　尾方　孝司	６番　古田　圭輔
７番　山田　裕子	８番　大竹　美鈴	９番　田村　昭敏

３　農地利用最適化推進委員
　（１）出席委員（９人）

１番　鍋島　信男	２番　緒方　賢悟	３番　梅原　眞一
４番　西本　穂積	５番　鎌田　博昭	６番　秋吉　祐治
７番　中村　正徳	８番　鳥栖　裕二	９番　髙田　和幸

４　農業委員会事務局職員
　事務局職員　澤田　一臣
　事務局職員　村上　学
　事務局職員　齊藤　達也

令和７年度第１０回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

－－－－－－－－○－－－－－－－－

■事務局　　それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数９名中９名、推進委員総数９名中９名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第６条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

はじめに会長に挨拶をお願いします。

◎会　長　　＜あいさつ＞
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農地中管理機構事業法に基づく農用地利用促進計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局　　ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第４条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくお願いします。

◎議　長　　それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第１３条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

（賛同の声）

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人は１番委員、３番委員にお願いします。

本日の会議書記を事務局にお願いします。
以上で、日程第１を終わります。

つづきまして、日程第２の議事に入ります。

初めに、関連がありますので、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」の番号１と議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可

申請について」の番号２を一括して議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　農地法第３条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。
また、農地法第５条は、権利移動が伴う転用でございます。
それでは、議案書の２ページ及び３ページをご覧ください。
議案第１号番号１及び議案第２号番号２を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：原水字中前通５２４８番２、５４２８番７
地目：畑
面積：計１，６７４㎡

申請理由については、売買による所有権移転及び農家住宅の整備による転用です。

この議案につきましては、現地調査を令和７年１２月２３日に現地調査を実施しています。
詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

−説明−

両議案について、申請書等に記載された内容を農地法第３条の検討事項に基づいて検討した結果及び農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の個人で過去は兼業農業者で現在は極小規模の農地で各種野菜を生産・管理をしている者です。取得後はトマトやオクラなどの各種野菜を作付けする計画で、家庭菜園としての農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、各種野菜の作付けをしながら農地を管理されることから取得後年間６０日程度の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、今回の申請地は地域計画の対象外の農地となっておりますので、今後は計画への編入も含めた検討を行うことになります。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、

周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

次に、本農地の隣接地に農地転用によって農家住宅を整備する予定となっておりますので、併せて説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、本日現在で農用地区域からの除外手続が進行中の農地で、除外後は甲種農地となるため原則転用は不可です。

今回は菊陽町図書館の東側を南北に通る町道下原堀川線が北に延伸され、県道大津植木線に接続する工事実施に伴い、現在居住する農家住宅の立退き・再整備が必要になった案件で、町が農業の振興に関する計画を別途作成し、農振除外及び農地転用を行うことで転用可能となるため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議 長　　議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆８番推進委員　議案第１号番号１及び議案第２号番号２について８番推進委員が説明します。
申請者は本町に在住の個人で、現在は極めて小規模での農地の利用・管理をされています。
今回は町の渋滞解消を目的にした道路整備に協力するため、現在の農家住宅の立退きを求められたことから、やむを得ず新たな農家住宅を整備し、併せて農地を購入することになったと聞いております。
これまでに約５０年の農業経験もあるため、農地の管理も適切にされるかと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長　　議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆４番委員　　今回の町道延伸工事に伴って立退きをすることになった方が他にもいると思うが、代替え地の目途は立っているのか。

■事務局　　他の方に関しても町内で代替え地の目途が立っている状況です。

◎議 長　　他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第１号番号１及び議案第２号番号２の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、議案第１号番号１及び議案第２号番号２は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第２号番号１を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　　議案書３ページの議案第２号番号１について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：曲手字駄飼所８３１番　外２筆
地　目：畑
転用面積：計４，５８６㎡
転用目的は、野球練習場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を１２月２３日に実施しております。
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は 10ha 以上の拡がりがない生産性の低い農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、転用にあたり周辺の山林や雑種地等を検討されましたが取得の目途がたたず、今回の申請地の整備になったとのことで、代替性の検討がなされており転用可能となるため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長　　議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆２番推進委員　議案第２号の番号１について２番推進委員が説明します。
申請者は熊本市に在住の個人で、現在は益城町を拠点に野球クラブの指導・運営を行っています。
現在の拠点が開発によってなくなってしまうことから、益城町・大津町・菊陽町・熊本市で新たな練習拠点を探したところ、現在の申請地になったとのことです。
隣接するビーチサッカー施設との連携も協議済みであり、スポーツ振興の観点から有用な可能性もあり、申請地周辺には耕作されている農地もなく、農業への影響も少ないかと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長　　議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆７番推進委員　県道から敷地への入り口はビーチサッカー施設と同じか。またトイレの整備はどのような計画になっているのか。

■事務局　　県道からの入り口は一緒ですが、駐車場はそれぞれの施設で整備されています。
トイレについては公共下水道が利用できないため、仮設トイレを設置する計画になっています。

◆４番委員　　施設の規模からして試合や本格的な練習をすることは困難だと思うが、どのような計画を考えているのか。

■事務局　　他の野球場が予約できた時に試合や本格的な練習をするそうですが、申請者が指導している野球クラブチームは約７０名の中学生が在籍しており、学年ごとに分けて練習するため、毎日練習場を確保する必要があるそうです。

◆３番委員　　資金計画はどのようになっているのか。

■事務局　　自己資金で整備される計画になっており、見積等と照らし合わせて計画が問題ないことを確認しています。

◎議 長　　他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第２号の番号１の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
（多数挙手）賛成多数です。

よって、議案第２号番号１は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第３号農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　菊陽町長より、令和７年１２月２６日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。
議案書の４ページから１３ページをご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は２０件です。
以上で説明を終わります。

◎議　長　説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－　同　意　の　声　－

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第３号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第４号農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約）を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局　熊本県農業公社から農用地利用集積等促進計画の機構を介した農地の売買について意見決定を求められています。
議案書の１４ページをご覧ください。
議案書のとおり譲渡人から熊本県農業公社（農地中間管理機構）が農地を購入する内容となっており、熊本県農業公社への所有権移転登記終了後に、最終的な農地取得者に公社から売却されるものです。

詳細については、担当から説明します。

～説明～

以上で説明を終わります。

◎議　長　　説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－　同　意　の　声　－

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第４号の農用地利用集積等促進計画（所有者・機構間契約）について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

（午後２時１０分終了）

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和８年１月９日

会長

議事録署名人

議事録署名人